



ケアマネの業務範囲を整理しよう

何でも屋、雑用係にならないために

8月は比較的セミナーや裁判も少なかったが、なかなか完全オフの日は訪れない。現在執筆しているのが在宅ケアマネージャー向けの業務マニュアル本である。

ケアマネ向け講演も多く引き受けるが、ヘルパー減少に伴いどんどん追加の用事がケアマネに流れていっているように思える。本来ケアマネの業務ではないもの、グレーなものが全部ケアマネに押し付けられている格好だ。そうすると益々仕事が回らなくなり、現場は疲弊する。「できて当然」と思う利用者側は、要求が更にエスカレートしカスハラにも発展しかねない。そこで一つ一つ事例を検証し、ケアマネとして応じるべきか否か答えを出していく作業を地道に継続中である。本号ではその中から幾つかの事例と外岡の見解をご紹介します。

8月21日、大阪の全老健共済会でリスキマネジメントセミナーをする外岡潤。



これってケアマネの業務範囲？

- 1 日常生活の対応
財布や印鑑の預り、郵便物の仕分け、ゴミ屋敷への対応
- 2 ケアマネ業務に近接する手続
病院の身元保証書の代筆、障害者手帳の申請代行
- 3 緊急時の対応
救急車の同乗、徘徊時の引き取り
- 4 利用者家族への対応
精神疾患のある家族、仕事と介護の両立支援

外岡新聞

9月号

弁護士法人おかげさま

〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイベリー
202号

<http://okagesama.jp>

TEL: 03-6555-3437

FAX: 03-6730-6140



先月ご案内した書式アーカイブサイトを、追加したページも追加し、リソースの整理も実施予定です。ご期待ください！



☆：外岡潤

○：在宅ケアマネージャー

○：シャドーワークなんて言葉も出ていますが、ヘルパー不足、ケアマネ不足に伴い本来業務以外の雑務がどんどんケアマネに押し付けられているように感じます。

☆：厚労省が6月に出した「ケアマネジメンの在り方について」でようやく問題提起されましたが、国が後見制度の普及を怠り、現場でケアマネの善意に寄りかかってきたツケが回ってきたものとみています。

○：ゴミ出しとかちょっとしたお使いとか、数えればきりがありませんがボランティアでは対応しかねる量で、業務が圧迫されています。

☆：そうしたエクストラの業務に対価が払われればいいというものではありませんよね。

○：はい、無償よりはマシかもしれませんが…でも現実問題として、ご利用者が困っていて私が動きさえすれば解決する、という時はつい動いてしまいます。2の「病院の身元保証書の代筆」なんて典型ですね。病院にはお世話になっているので揉めたくないし、事務局からは「誰でもいいからサインしてください」なんて言われてプレッシャーはきついし…

☆：お気持ちはよく分かります。ただ、ケアマネは利用者の家族でも何でもありませんから、サインをしたところで無意味なんですよね。手術のリスク説明や緊急時の対応等と書かれていても、飽くまで患者家族を対象としたものなので無効です。

○：そうなんですか…最近は何でも同意書、説明書の嵐ですが、形骸化しているのかもしれませんがね。

☆：そう思います。「自分はケアマネであって家族ではないから、サインをしても無意味である。もしケアマネがおらず、全く身寄りのない患者についてはどう対応しているのか」と、病院に尋ねると良いかもしれません。

○：なるほど、言われてみれば確かに、そういう患者さんも搬送されますよね。「ケアマネがいるんだから取りあえず署名させるか」という程度の感覚なのかもしれないですね。

外岡新聞

9月号

弁護士法人おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイペリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-6555-3437
FAX:03-6730-6140



先月ご案内した書式アーカイブサイト、ユ
ーチューブの動画も分類して整理したページ
を追加すべく現在工事中です！今月中旬にも
リリース予定、更に法定研修動画も追加し
ていきます。ご期待ください！

- ☆: いずれにせよ、ケアマネの業務は他機関との「連絡調整」が主なので、入院時の身元保証書にサインをする必要はありません。
- : 分かりました。1の、郵便物の仕分けはどうなんでしょうか。保険関連の手続をしないと利用者が困ると思い、つい訪問する度に溜まった郵便物の仕分けを手伝ってしまうのですが…
- ☆: これも悩ましいですが、手を貸してもきりがありませんし、ケアマネが抱え込むことで何か不備があったときケアマネの責任になりかねません。訪問介護や自費サービスに委託する必要があります。本来は、認知症のご利用者であれば後見人がつき後見人の方に郵送されることが想定されていたのですが…
- : 後見制度は全く普及しておらず、そのしわ寄せがケアマネに行っているのですね。

命や身の安全にかかわる時は？

- : 3の「救急車の同乗」や、「徘徊時の引き取り」についてはどう考えるべきでしょうか。訪問したら倒れていた！といった場合は流石に救急車を呼ばざるを得ないかと思いますが…
- ☆: はい、そのような緊急時は、ケアマネの業務範囲というよりは利用者に対して契約上負う「安全配慮義務」の問題になると考えます。
- : 安全配慮義務…施設が利用者を預かる際、転倒や怪我をさせないというやつですか。
- ☆: 施設やデイの場合はそういう解釈になりますが、契約相手の生命・身体や財産の安全に配慮するという概念ですので、ケアマネについても認められます。ただ、個別の場面で何をどこまですべきかについてはケースごとの判断になるため、難しいところがありますね。

例えば、利用者が倒れており明らかに命の危険があると認められるときは、救急搬送する義務があり、放置すると刑事上「保護責任者遺棄罪」にも問われかねません。

- : 分かりました。では電話で「心臓が痛い。すぐ来てほしい」と言われたときは？
- ☆: そのような訴えが日頃からあるようであれば、異常事態と認め難い一要素となります。諸々勘案し、緊急性がないようであれば訪看や往診に繋げ、或いは救急を手配します。
- : 自分が現場で救急車を呼んで、搬送することになったときは同乗すべきですか？
- ☆: その必要はありません。救命に必要な最低限の情報を提供すれば、後はお任せすればよいのです。
- : それを聞いて安心しました。乗ってしまえば書面へのサインも求められるし、利用者からは「下着を取ってきてくれ」だの言われて大変になることは目に見えていますから。
- ☆: 各地域ごとに「救急時の対応ルール」といったガイドラインが出ている場合がありますから、消防署に確認されると良いでしょう。いずれにしても結論は変わりません。
- : 「徘徊時の引き取り」も同様ですか？
- ☆: そうなります。この場合は警察に保護されていますから緊急ということはなく、ケアマネが家族の代わりに引き取る義務はありません。ただ、徘徊を防止するためドアにセンサーを設置する等、体制構築のための検討をすることはケアマネの業務範囲といえます。

外岡流 趣味の部屋

寿司職人のスピリット



家族で回転寿司にはよく行きますが、子供がいくらやトロを頼むとハラハラする親心です。そんな自分が、大阪の隠れ家的高級すし店でご馳走して頂きました。カウンターの数席しかない、板前さんと向き合う空間：滅多に來られませんが、珠玉の寿司の美味しさに感動したのは勿論、その板前さんのプロとしての姿勢に非常に感銘を受けました。

曰く、「寿司は結局ネタの仕入れが全て。いい魚、特にまぐろは全部豊洲に集まる。大阪の職人は出かけて行って、卸の人に存在を知ってもらうことから始まる。昔、ういを買おうとしたら「うちは高いよ、大丈夫？」と馬鹿にされた。けどやせ我慢して10万の箱を買って、コロナの最中も買い続けたら感謝して貰えた。今ではいい関係になってる。」東京に出た日は、昼からやっているバーを探して探検しているのだそう。楽しそうです。この話を聞いて思わずわが身を振り返り、同じレベルで打ち込むことができているだろうか？と自問自答したのでした。

編集後記

ようやく日中の日照りも苛烈さが弱まりつつあるように感じますが、皆様にとって今年の夏はどうでしたでしょうか？うちの子が3歳と皆小さかったので、あまり遠出もできず一泊で熱海に行ってきました。花火は終わっていましたが、新鮮なお刺身を食へ広大な海と空の景色がいい気分転換になりました▼海難事故も多数報道され、どのような場所、場面でもリスクは潜んでいることを痛感します▼楽しい思い出が悲惨なことにならないように、気を抜き過ぎないようにしたいものです。